

浦 監 第 276 号
平成 29 年 12 月 13 日

浦安市監査委員 黒 田 レイ子

同 醍 醐 唯 史

同 深 作 勇

平成 29 年度定期監査（こども部）の結果報告の公表について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果の報告を決定したので、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 29 年度定期監査（こども部）の結果報告書

1 監査の範囲

平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 7 月 31 日に執行された財務に関する事務の執行等

2 監査対象部局

こども部

3 監査の実施期間

平成 29 年 9 月 1 日から平成 29 年 12 月 7 日

4 監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を実施した。

また、保育園（3園）、幼稚園（2園）及び認定こども園（1園）の現地監査を実施した。

5 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正であったが、次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

また、事務処理上の軽易な誤り等（注意事項）があったことから、改善を求める。

(1) 保育園・幼稚園・認定こども園現地監査

ア 現金の出納（出納簿と通帳の確認等）

平成 25 年 11 月に実施した現地監査において、徴収金に関わる事務処理については、マニュアルが実情に即していない点も見受けられることから、実態を把握したうえで、マニュアルの改善も検討するよう求めたところである。これに対し、各園の実情を把握し、事務処理マニュアルを改善するよう努めるとの回答があった。

しかしながら、今回の現地監査においても、複数の会計を 1 冊の預金通帳で管理しており、また、同じ受払簿で処理しているなどマニュアルに即していない事務処理が行われていた。

実態を把握したうえで、マニュアルを改善されたい。（指摘事項）

(備 考)

監査結果の区分は、次のとおりとしている。

指摘事項：法令等に違反しているものや故意又は過失により重大な損害等が生じたもの、事務処理等が著しく適切性を欠くと認められるもの、著しく経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるものなど

改善事項：法令等に照らし、一概に違法又は不正とは言えないが、さらに改善又は見直しが必要と認められるものや現時点で損害等は発生していないが、重大な損害等が生じる可能性があるものと認められるもの、指摘事項には至らないが、事務処理等が適切性を欠くと認められるものなど

注意事項：事務処理上等の軽易な誤りで、改善が可能又は必要と認められるものや現時点で問題はないが、継続して注視していくことが必要と認められるもの、指摘事項又は改善事項とする程度にはないが、注意が必要と認められるものなど

※監査結果報告書については、「指摘事項」及び「改善事項」に該当するものを記載している。